

## 規制の事前評価書

1. 政策の名称  
店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告制度の創設
2. 担当部局  
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期  
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
  - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
    - ① 現状  
店頭デリバティブ取引等に関する取引情報を、我が国当局が金融商品取引業者等から取得し、取引関係の実態を把握することができない。
    - ② 問題点  
我が国当局が店頭デリバティブ取引等に関する取引情報を取得し、取引関係の実態を把握することができなければ、今次のような金融危機時に、市場の透明性が欠如し、監督当局において必要な対応を図ることができない。
    - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
当局による店頭デリバティブ取引等に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能とするため、また、当局が一部の情報を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を高めることを可能とするため、我が国当局が十分に取引情報を取得し、取引実態の把握を行う必要がある。
  - (2) 法令の名称、関連条項とその内容  
金融商品取引法第 156 条の 63、第 156 条の 64、第 156 条の 65、第 156 条の 66、第 156 条の 67、第 156 条の 68、第 156 条の 69、第 156 条の 70、第 156 条の 71、第 156 条の 72、第 156 条の 73、第 156 条の 74、第 156 条の 75、第 156 条の 76、第 156 条の 77、第 156 条の 78、第 156 条の 79、第 156 条の 80、第 156 条の 81、第 156 条の 82、第 156 条の 83、第 156 条の 84
  - (3) 規制の新設又は改廃の内容  
清算機関及び金融商品取引業者等に対して取引情報の保存、当局への報告を義務付ける。  
加えて、取引情報蓄積機関制度を整備するとともに、金融商品取引業者等は、自らによる保存、当局への報告に代わり、取引情報蓄積機関による

取引情報の保存、当局への提出を選択できる制度の整備を行う。

## 5. 想定される代替案

取引情報の保存等について、清算機関及び金融商品取引業者等に対する保存、当局への報告の義務付けや、取引情報蓄積機関制度の創設を行わず、自主規制機関による取組みに委ねる。

## 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

清算機関、金融商品取引業者、取引情報蓄積機関等による取引情報の保存に伴うシステムの整備・運用等の費用、当局への報告に伴う事務作業等の費用が発生する。また、金融商品取引業者等が取引情報蓄積機関を利用する場合には、当該機関利用のための手数料支払の費用が発生する。

#### ② 代替案

自主規制機関において、会員である金融商品取引業者等が取引情報の保存や自主規制機関への報告を適切に行うための自主ルールの整備や、実施状況の監視等に伴う費用、金融商品取引業者等から報告を受けるためのシステム整備・運用等の費用が発生する。

また、自主的な取組みが行われている範囲で、金融商品取引業者等による取引情報の保存に伴うシステムの整備・運用等の費用、自主規制機関への報告に伴う事務作業等の費用が発生する。

### (2) 行政費用

#### ① 本案

清算機関、金融商品取引業者、取引情報蓄積機関等からの報告を受けするためのシステム整備・運用等の費用が発生する。また、保存・報告義務違反や虚偽記載等に対する措置のための検査・監督に伴う費用が発生する。

#### ② 代替案

自主的な取組みが機能せず、市場のリスクが顕在化した場合には、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。

### (3) その他の社会的費用

#### ① 本案

その他の社会的費用は発生しない。

#### ② 代替案

取引情報の保存・報告は、制度的監督の下にない任意での枠組みとなるため、報告する情報の内容、形式、報告の頻度などについて、当局の

監督が及ばない。そのため、当局において市場のリスク要因の特定等に支障をきたす結果、店頭デリバティブ取引等に係る決済リスクへの懸念が顕在化した際に、金融機関の連鎖破綻（システムリスク）につながる前に当局による適切・迅速な対応をとることができなくなる可能性がある。

加えて、G20においては、各国当局は店頭デリバティブ取引の情報を取引情報蓄積機関に報告することが合意されており、国際的に、この合意を踏まえた制度整備に向けた取組みが求められている中で、我が国においてこうした制度整備が行われない場合、海外当局との情報交換などの国際的な当局間の連携に支障をきたすおそれがある。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

### (1) 本案

当局が一部の情報を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を高め、店頭デリバティブ取引等に係る決済リスクへの懸念の軽減に資すると考えられる。また、当局による、店頭デリバティブ取引等に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応が可能となり、その結果として、今次のような世界的な金融危機時におけるシステムリスクの懸念が表面化することを回避することが可能となる。

### (2) 代替案

自主的な取組みが機能する場合には、自主規制機関が収集した情報の一部を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を一定程度高めることが可能となる。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### (1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。

しかし、本案によって当局による平時のモニタリングや危機時における対応力を強化するとともに、市場の透明性・予見可能性を高めることは、今次のような世界的な金融危機時におけるシステムリスクの懸念が表面化することの回避という多大な便益をもたらし、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

### (2) 代替案との比較

遵守費用については、本案と代替案で大きな差はない。しかし、行政費用については、代替案は、法令上の義務付けでないことから、自主的な取組みが機能せずに、市場のリスクが顕在化した場合には、問題の是正のための検査や監督を行う必要があるため、本案における検査・監督に伴う費用を上回る行政費用が発生するおそれがある。また、社会的費用については、代替案では、危機時において、当局の迅速・適切な対応ができなくなるほか、国際的な当局間の連携への支障をきたすなど、多くの費用が発生

する。

また、便益については、自主的な取組みが十分に機能する場合には、本案と代替案で大きな差はないが、代替案は法令上の義務付けではないことから、その効果は一定程度にとどまる可能性が高いと考えられる。

したがって、これらを総合的に勘案すると、本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項  
特になし

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。